

公益社団法人新宮市シルバー人材センター
令和5年度 事業計画

我が国は「人生百年時代」と少子高齢化による「人口減少」という過去に経験したことのない時代に直面しています。

百歳以上の人が2050年には全国で50万人を超えるだろうと予測されています。

高齢者の割合が人口の21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びますが新宮市はさらに進行しており、令和4年4月1日時点で人口27,160人に対して65歳以上が10,355人と38.1%となっております。

一方、人口減少に伴う労働生産人口の減少も深刻で企業の存続や経済の持続的成長を図るには人材確保が必要で定年の引き上げや継続雇用制度の導入など高齢者雇用も求められています。

そのような中で地域の活性化の役割を目指すシルバー人材センターは高齢者の生きがいづくりや社会参加等に限らず人手不足分野や現役世代を支える就業が期待されております。

そのため、会員の拡大や就業機会の確保等に会員、役職員が一体となり取り組む必要があり令和5年度につきましても下記の事業の実施を図ります。

1. シルバー人材センター事業（公益目的事業）

（1）就業機会の拡大と提供

- ① 高齢者に相応しい仕事を家庭や事業所、団体から新規あるいは継続で受注し、請負、委任又は派遣就業の形で会員に提供します。
- ② 地域における人手不足分野や介護等現役世代を支える分野の就業機会の確保に努めます。
- ③ 急速に進行しているデジタル化に対応するためICT（情報技術技術）の活用を検討します。
- ④ 地域の良好な生活環境の保全等に寄与する空き家管理や色々な事情で墓参出来ない方の便宜を図る墓地清掃サービスを実施します。

（2）安全・適正就業の推進

- ① 安全・適正就業委員会で安全意識の高揚と啓発のため安全・適正就業対策実施計画を会員に配付し、安全かつ適正に業務遂行できるよう努めます。
- ② 就業中の事案が就業時間、就業日数また適正な就業形態かを精査する自主点検を行います。

- ③ 安全就業基準の遵守を図るとともに現場確認を実践するため安全パトロールを実施します。
- ④ 就業中や就業途上時における交通安全に対する注意の徹底を年4回の交通安全運動時に合わせ会員に通知し啓発を図ります。
- ⑤ 飲酒運転根絶に向けた酒気帯びの有無の確認、記録の保存やアルコール検知器でのチェックを行います。

(3) シルバー派遣事業の推進

- ① 派遣元の和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）の新宮事務所としてシルバー派遣事業の拡充に努めます。
- ② 請負や委任に相応しくない業務については、シルバー派遣事業契約での就業を図るため発注者である派遣先の理解を得られるよう説明に努めます。
- ③ 労働者派遣事業の推進に努め、労働者派遣法に定められた教育訓練を派遣元の連合会に協力し実施します。
- ④ シルバー派遣事業の推進に努め、収益につながる労働者派遣事業手数料の増額を図ります。

(4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を継続して実施し、人手不足分野や現役世代を支える分野の主に派遣事業で就業する機会を促進します。
- ② 会員のために地域に密着した就業の機会を確保し、生きがいの充実や社会参加の拡大を図ります。
- ③ 本年度の就業延人員などの事業実績が翌年度の補助金に反映される仕組みに見直されるため会員数や派遣就業延人員の拡大に努めます。

(5) 就業率の向上

- ① 健康で働く意欲のある会員の希望職種の就業機会を提供することを目標に就業率の向上に努めます。
- ② 新入会員には入会后、速やかに仕事を紹介するよう努めるとともに未就業会員にも可能な限り仕事の紹介を行い、未就業者の減少を図ります。
- ③ 就業の提供にあたっては適性も考慮の上、公正・公平に努めます。

(6) 普及啓発活動の推進

- ① シルバー人材センター事業普及啓発促進月間に実施する奉仕活動への会員の参加を促し、地域のシルバー人材センターに対する理解が広がるよう努めます。
- ② シルバー人材センター事業の紹介、啓発のためチラシ配布、市広報・地方新聞の広告等を活用し、市民への周知と高齢者の入会促進に努めます。
- ③ 連合会が実施する啓発事業の実施に協力するとともに取材記事などマスメディア

を活用した広報を実施します。

(7) 講習会の開催

- ① 連合会が実施する厚生労働省の委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」等に協力し新規会員の確保につなげます。
- ② 安全・適正就業を心がける中で全国的に事故が多く発生している刈払い機の取扱い講習会を開催し、必要な知識や技能の習得を図ります。

(8) 高齢者等生活支援事業の実施

- ① 新宮市の支援を得て取り組む「高齢者等生活支援サービス事業」（高齢者いきいきサポート事業）については、家事支援・福祉サービス、通院付添、空き家管理事業、買い物代行等を引き続き実施します。
- ② サービスを提供する会員の高齢化や本事業の就業を望まない会員が多いなど課題があるものの就業会員の確保等に取り組めます。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

- ① 平成29年度より改正介護保険法に基づき新宮市が主体となって実施している事業の受託団体として介護予防を必要とする要支援1、2の対象者等が住み慣れた地域で暮らせるよう予防基準緩和型訪問サービスを実施します。
- ② 総合事業を公共性の高い介護予防・生活支援として継続的かつ安定的に実施していく上で従事者を確保するとともに関係者との情報交換などに努めます。

(10) その他の事業

① 寝具乾燥消毒サービス事業の推進

平成15年度から新宮市より受託し、在宅高齢者、障がい者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し専用車両で毎月1回市内を巡回し布団など寝具の乾燥消毒をしており、令和5年度も引き続き実施します。

② ふれ愛収集事業

市民の中で資源ごみをエコ広場に持っていけない方に代わり、新宮市の委託を受けて対象者の自宅を回り資源ごみを回収している。対象は持込可能な世帯員がいない障がい者及び要介護高齢者等の世帯で令和5年度も実施します。

③ 新宮市生涯現役促進地域連携事業の継続事業に協力

厚生労働省の推奨で令和元年度から新宮市が取り組んでいる生涯現役を目指す事業で地域ニーズに合った高年齢者の雇用相談、就業促進に協議会を構成する一員として協力します。

2. 法人管理事業

(1) 会員数の拡大

- ① 会員の確保、拡大はシルバー事業を推進していく上で必須なものでありコロナ禍の終息が見込めない中ではあるものの令和5年度は、少なくとも前年度の会員数を上回るよう取り組みます。
- ② 役職員はじめ会員による1会員一人紹介運動で友人、知人等への勧誘を図るとともに市広報誌の広告や地方新聞広告、ホームページ等の媒体を効果的に活用して会員募集を図ります。
- ③ コロナ禍の影響や高齢法改正による定年延長、再雇用制度など労働環境が多様化し、会員拡大には厳しい状況の中、入会取組みとしてDVDを活用し、原則、市広報掲載の毎月3回（第1・第3・第4火曜日）の入会説明会を実施するとともに業務のデジタル化にも取り組み迅速な入会手続きに努めます。

(2) 公益社団法人の運営

- ① センターの安定的な運営を維持継続するためには財政基盤の強化は必須でありシルバー派遣事業やサポート事業に積極的に取組み財源の確保を図るとともに事務費率や配分金基準額の見直しを図ります。
- ② 本年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されますが発行事業所の登録をし、安定的な運営が可能となるよう対応策に努めます。
- ③ 公益社団法人の目的であります高齢者の福祉の増進を図り公益事業を適正に運営するとともに収支相償に配慮しながら効率的な財政運営、経費の節減に努めます。
- ④ 和歌山労働局、和歌山県、新宮市、連合会等の指導、支援を受け適切な法人運営を図ります。

(3) 総会・理事会の開催

センターの最高議決機関である定時総会については新型コロナウイルス感染の収束状況等に応じて開催し、理事会については年6回を基本に必要なに応じて開催し、案件の審議や事業の運営状況等の審議を行い理事の役割に果たします。

- | | |
|-------|---|
| ①定時総会 | 1回（5月に開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。） |
| ②理事会 | 6回（概ね5月、7月、9月、11月、1月、3月に開催する。
その他、必要に応じて開催する。） |